(1) 第3種郵便物認可毎月1回1日発行定価1部5円　宇治市政だより　昭和29年2月16日第3種郵便物認可　昭和42年11月1日発行　第195号

宇治市政だより

発行所　宇治市役所
京都府宇治市宇治琵琶33番地
印刷所　KK 新進堂

市の住民登録人口
（42年10月末日現在）

世帯数	23,892世帯
人口	84,926人
男	43,549人
女	41,377人
外人登録人口	1,341人

42年9月市人口の動き
出生166人　死亡92人
結婚111組　離婚7組

市の面積
67.29 平方キロメートル

新料金は十二月の検針分から
低所得者などの申出はお早く

新しい水道料金については、さきに各家庭に「水道料金の改正のお知らせ」をお配りしましたのでおわかりいただいたことと存じます。

このお知らせでは、「十一月一日以後」に検針した分から新しい料金になる旨お知らせしましたが、これは「十二月一日以後」に検針した分から新料金をいただくことにしましたのでご承知ください。

低所得者用を設けました

新料金では、低所得者世帯のご負担を軽減するため低所得者用料金を設けました。この低所得者用料金が適用される世帯は

①独身世帯では年所得が一五万円以下。

②扶養家族がある世帯では、年所得が一五万円に扶養家族一人につき四万円を加えた額以下。

です。低所得者用料金の適用を受けるには、市長に申請していただくことになっています。

低所得者用にあてはまる世帯であっても申請がないと一般家庭用の料金により徴収されますので、①②に該当する世帯は、ご遠慮なく申請してください。申請用紙は水道課にあります。

アパート（共同使用）の計算

現在一個の専用給水装置で二個の親メーターから水道を多くの家庭に引いているアパートなどについては、管理人の届出により、各世帯同一の使用水量とみなして基本料金と超過料金を計算します。

（例）あるアパートで二つの給水装置から一〇世帯に給水しているとき、その使用料が二二〇トンであった場合は、一世帯の使用水量を二二トンとみなして料金を計算します。この場合一世帯当りの料金は、次のようになります。

(ア)基本水量八トン
料金　二四〇円
(イ)超過水量（一段）一二トン
料金　四二〇円
(ウ)超過水量（二段）二トン
料金　八〇円
料金合計（ア＋イ＋ウ）
七四〇円

この場合の水道使用料納入通知書は、入居している一〇世帯分の水道使用料七、四〇〇円を一括して一枚の納入通知書により、アパート管理人に対し従来どおりの方法で請求します。

しかし、届出がない場合は、全体を一世帯とみなして計算されますので次のようになります。

(ア)基本水量八トン
料金　二四〇円
(イ)超過水量（一段）一二トン
料金　四二〇円
(ウ)超過水量（二段）一二〇トン
料金　八、〇〇〇円
料金合計（ア＋イ＋ウ）
八、六六〇円

この八、六六〇円を一〇世帯で均等割すると一世帯当り八六六円の負担となります。

つまり、届出がない場合は、一世帯当り一二六円多く料金を払っていただかなくてはなりませんので、管理人の方は、必ず届出てください。

また世帯の異動についてもその都度届出を忘れないようにお願いいたします。

（水道課）

水道料金改正にあたって

宇治市長　新庄義信

かねてから懸案となっておりました、本市水道料金の改正を中心とする「市水道事業給水条例の一部を改正する条例」案ならびに「市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」案は、去る十月十六日の市議会において議決され、水道料金の改正は、別項のとおり十二月一日以後に検針するから実施されることになりました。

これもひとえに議員各位並びに市民の皆さんが、人口激増下にある本市水道事業の直面している施設の整備拡張事業の切替措置についても十分慎重に取扱い、市民各位に迷惑がかからぬよう致したいと存じます。

既の急務であり、これを実施するためには、料金改正止むを得ない措置であるとの深いご理解をいただいた結果でありまして、誠に感銘にたえないところでございます。

私は議会において前記給水条例が修正可決されると当市水道の施設の第二次整備拡張事業につきましては、明年度から実施できるよう今後これが整備に万全を期し、議会並びに市民各位のご期待そうよう努力する覚悟でございます。

これにつきましても一層のご支援を切にお願い致す次第であります。

ここに、水道料金の改正に当り、一言所懐を述べてご挨拶と致します。

なお、議会の議決を経ました市水道の施設の第二次整備拡張事業につきましては、明年度から実施できるよう今後これが整備に万全を期し、議会並びに市民各位のご期待そうよう努力する覚悟でございます。

これにつきましても一層のご支援を切にお願い致す次第であります。

ここに、水道料金の改正に当り、一言所懐を述べてご挨拶と致します。

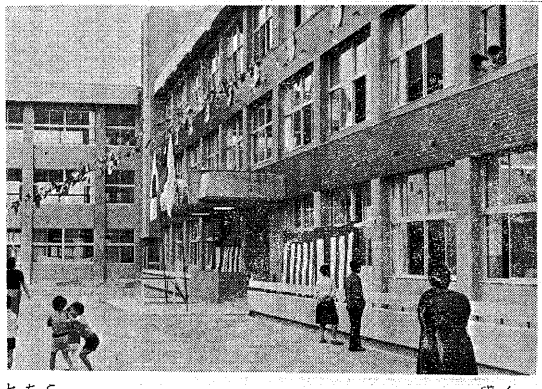

九番目の小学校が完成

五九〇名の児童が完成を待ち望んでいた木幡小学校の新校舎が完成し、さる十月から児童たちはほりきって勉強しています。木幡小学校は四月一日の開校以来宇治小学校の校舎を借りて、プレハブ校舎による不自由な授業をつづけてきました。

十月二日には木幡小と宇治小とのお別れ式が、四日には校舎竣工式が行なわれました。「みなさんが待ち望んでいた校舎がようやくできあがりました。立派な校舎で一生げんめい勉強してください」と新庄市長のあいさつがあり、児童の代表からプレハブ校舎でわたくしたちの校舎をどれほど待ち望んだことでしょう。先生から新校舎の話を聞くのが楽しみでした。

新しい校舎に恥ないよう、力いっぱい勉強します。ありがとうございました」とお礼のことばがありました。

これで、木幡小学校は名実ともに市内で九番目の小学校となったわけです。

不適合建物は届出を
＝用途指定地区内＝

先月号の市政だよりでくわしくお知らせしましたように、宇治市では用途地域を指定し、九月二十四日から効力を生じました。この用途地域制は正しい土地利用計画にもとづき、無秩序な都市の発展を防ぐものですから、土地利用方法に一定の制約が加えられます。

そのため、新しく用途地域に指定されたところで、その地域には建てることのできない建物がすでに建築されていたり、現在工事中のものについては届出が必要となっています。

このような不適合建築物の届出は十月二十三日までとしたが、その期限を十一月末日まで延期しました。不適合建築物の届出があれば、増・改築の場合、建築制限が緩和されますので、該当する方はもれなく、府宇治事務所建築課まで届出てください。

なお、届出には付近見取図・配置図・各階平面図が必要ですのでご準備ください。

（都市建設課）

木幡小学校の校章を募集

このほど完成した木幡小学校を象徴するにふさわしい校章をデザインしてください。

◇応募できる人
宇治市民または市内に職場を

◇作品の大きさ
五センチ平方の画用紙

◇締切と宛先
十二月十日までに木幡小学校（木幡赤塚四）または市教育委員会へ

◇発表
昭和四十三年一月十五日発表で、入賞一名に三千円、佳作二名にそれぞれ千円が贈られます。

なお、応募作品については返却しません。

（教育委員会）

家庭用水道料金早見表

水量（トン）	金額円	水量（トン）	金額円	水量（トン）	金額円
0	240	22	740	44	1,620
1		23	780	45	1,660
2		24	820	46	1,700
3		25	860	47	1,740
4		26	900	48	1,780
5		27	940	49	1,820
6		28	980	50	1,860
7		29	1,020	51	1,900
8		30	1,060	52	1,940
9	275	31	1,100		
10	310	32	1,140		
11	345	33	1,180		
12	380	34	1,220		
13	415	35	1,260		
14	450	36	1,300		
15	485	37	1,340		
16	520	38	1,380		
17	555	39	1,420		
18	590	40	1,460		
19	625	41	1,500		
20	660	42	1,540		
21	700	43	1,580		

メーター使用料	
13ミリ	円 40
20	60
25	70
40	150
50	400
75	500
100	600
125	800
150	1,000

◆きりとってご使用ください。

心配ごと相談

定例相談　十一月二十一日　井上永吉・長沢きく
十一月二十八日　前川霊性・山崎政栄
十二月　五日　前川霊性・松山まき

法律相談　十一月　十六日　白阪武弁護士　平岡舜一
（以上いずれも川東公民館で午後一時から午後四時まで）

家庭問題相談　十二月　十三日　家庭裁判所　松岡真太郎

人権相談　十二月　七日　法務局　入江宗太郎
（以上いずれも川東公民館で午前十時から午後四時まで）

地区相談
東宇治＝松岡民生委員宅　村上一之・松岡真太郎・林千賀
宇治＝川東公民館　林栄・中西かね・服部清寿
小倉＝開公民館　池本辰之助・辻益三・西川益造
大久保＝広野公民館　森磯五郎・田島のぶ・岡田安信
槇島＝岡田民生委員宅　西山冒雄・江口四郎一・岡田小夜
（以上いずれも十一月十四日、午後七時から九時まで）

宇治市立幼稚園児の募集

昭和43年度宇治市立幼稚園児（一年保育・5歳児）を下記により募集します。

記

幼稚園名	所在地	募集人員	受付日時	入園該当者
莵道幼稚園	宇治市宇治妙楽123	280名	各園とも 昭和42年11月30日から昭和42年12月2日まで 午後1時から4時まで	各園とも 昭和37年4月2日から昭和38年4月1日までに出生した幼児で宇治市内に住所を有すること。
槇島幼稚園	宇治市槇島町北内5	80名		
大久保幼稚園	宇治市大久保町山ノ内3	160名		
東宇治幼稚園	宇治市五ケ庄西浦	250名		

◎願書を提出するときは必ず幼児同伴で来園ください。　◎肢体不自由児等または通園保育にいちじるしく障害のある幼児については入園をおことわりすることがあります。　◎募集人員をいちじるしくこえた場合は公正な抽せんにより入園者を決定します。　◎入園許可書は後日送付します。　◎お問い合せは各幼稚園または教育委員会事務局まで。

宇治市教育委員会

模範試合でコート開き

市長・庭球協会長も出場

グラウンドコンディションが悪いため延期になっていた黄檗公園テニスコートの完成式は、さる十月二十三日午前十時から新庄市長・上田議長ほか関係者五十人を迎えて行なわれました。

完成式のあと行なわれた模範試合

七千人が参加

体協結成記念体育大会終る

見るスポーツから市民みんなが参加するスポーツをめざして開かれた体育協会結成記念総合体育大会は、各部門で熱戦が展開され、参加した選手だけでも三千人を越え、応援した人達を含めると約七千人が参加しました。

この大会は、一人でも多くの市民がスポーツの広場に集まり、おれ、年令や性別に関係なくグループ互いの親睦とスポーツマンとしての交流を深めることをねらいに開催されたものです。

全国的にスポーツ人口が多くなっているなかで、この大会で特に目立ったことは、スポーツ技術のじょうずへたのもみんながたのしく参加することに重点がおかれたエキシビションマッチには、新庄市長・藤井市庭球協会々長・木下市収入役・辻村市建設部主幹のみなさんのご協力でこのテニスコートが完成しました。これからはこのコートを有効活用していただき、宇治庭球界が発展することを期待しています」とあいさつしました。

当日は心配された天候も快晴の秋日よりに恵まれコート開きには午後五時まで熱戦がくりひろげられ申分なく、完成を記念して行なわれました。

神事のあと新庄市長は「関係者のみなさんのご協力でこのテニスコートが完成しました。これからはこのコートを有効活用していただき、宇治庭球界が発展することを期待しています」とあいさつしました。

市教委では、こんどはこの種の大会には日頃あまり参加していない家庭の主婦や、小企業の従業員の人たちが気軽に参加できるようにするため、スポーツの種目やクラスを多くして全市民的な大会にするよう計画しています。

スポーツ少年団も誕生

さる十月二十九日午後二時から宇治学園において、待望のスポーツ少年団の結成式を行ないました。府スポーツ少年団本部南駒一先生から団旗の授与が行なわれ、ここに四団（黒宇治・中宇治・西宇治・創道の各スポーツ少年団）二〇三名の少年団が生まれました。

この少年団は、まずスポーツテストの実施・基礎体力の充実を目標に、冬の間は、野外活動のうちに特に歩くことを中心に体力づくりに努めることになります。

スポーツ好者の市民の方々でこの少年団の育成に力を借してやろうという方がありましたら、是非市民会館内のスポーツ少年団本部にお出でください。

（宇治市スポーツ少年団本部）

（右上）スポーツ少年団の団旗授与
（右下）宇治高をスタートするマラソン選手
（左上）バレーボールの熱戦

二十三日に文化財愛護協会結成

出展も受付中です

本年六月から準備にかかっていました宇治市文化財愛護協会でいよいよ来る十一月二十三日、午後一時三十分から宇治市民会館で結成総会を開催することになりました。

また参加申込みをしておられない方でもどうぞふるって入会ください。また同日、市民会館で市民の総展文化財（主に古文書）の展覧会を開催いたします。明治以前の古文書で、一般の方にあまり知られていない文化財・古文書があり、出展していただける方は来る十一月十八日までに市民会館へ出展お申し込みください。

（社会教育課）

住民基本台帳法が実施されます

まず正しい届出の励行

窓口事務の簡素化で市民サービス

いままで市民の方が住所を変更されたときは、住民登録・国民健康保険・国民年金・配給・選挙資格の登録など、それぞれ別々の届出が必要でありました。これでは、市民の方にはめんどうであり台帳相互の間違いもおこりやすいので、住民基本台帳法が十一月十日から実施され、届書の簡素化と事務能率の向上がはかられることになりました。

各種届出の合理化

これからは、市民の方の住所についての届は、すべてこの住民基本台帳法によって行なわれますが、届出はありますと、保険・年金・配給・選挙などの身分に関する事項を台帳に記載し、この届によって関係の各課は、相互に連絡して事務を処理いたします。したがって、市民の方はこれまでのように別々の届出をする必要はなく、少ない届出ですべて身分資格の関係が処理され、大へん便利になります。

しかし同時にまたこれからは、この住民基本台帳によって、保険・年金・配給・選挙・税務等あらゆる市の行政が行なわれますから市民の方は、つねに正しい届出を励行なることがかんじんとなります。おもな届けと添付書類・届出期間は次のとおりです。

転入届　新しく宇治市へ転入したとき届出る。添付書類は前住地の転出証明書・米穀購入通帳・国民保険の被保険者証・国民年金手帳で選挙資格のある方は転入届と一しょに選挙資格の申出ができます。届出期間は十四日以内。

転居届　宇治市内で住所を変更したとき届出る。届出期間は十四日以内。

世帯変更届　世帯主の変更、その他訂正事項を届出る。届出期間は同じく十四日以内。

転出届　宇治市内から、他の市町村へ住所を移すとき、宇治市へ届出る。米穀購入通帳・国民健康保険被保険者証・国民年金手帳を添付する。転出届が出ると転出証明書を発行しますが、これは次に転入する市町村へ提出します。

届出は本人か世帯主が

これらの届出は本人または世帯主が、書面をもって届出ることになっていますが、用紙は市民課に備えてあります。

これらの届けがありますと、市民課では、住民基本台帳の記載をするとともに、届出書面の内容を記入し連絡し、届出書面は、身分事項の変動をじん速に処理いたしますからいろいろの台帳が一つの届出によって一せいに整理されますから、能率的な事務処理と市民サービスができると思います。

市民の方も、この新しい住民基本台帳法の趣旨をご理解のうえ、正しい届出につとめていただくようおねがいします。

（市民課）

印鑑の登録・証明はなるべく本人がおこしください。

くらしの防火知識

石油ストーブなどの安全な取扱い

秋もいよいよ深くなり、朝夕はぐっと寒さを感じるようになりました。そろそろ暖房が恋しくなってきました。

皆様のご家庭では、石油ストーブやガスストーブ等の器具を用意されていることと思いますが、毎年石油ストーブ等による火災の発生をみていますので、この取り扱いについては、次の事がらに充分注意して使用して下さい。

◇　◇

一　石油ストーブやガスストーブによる火災はその外ほとんど取扱いの不注意によるものですから、説明書等によって家族全員が使用方法をよく知ることが大切です。

二　使用する位置が適当であること。

三　点火後、燃焼が安定するまで注意する。

四　持ち運びは必ず火を消してから行なう。

五　使用後は、つまみやハンドルを完全にまわして消火を確かめる。

六　器具はいつも補修に保つ。

七　燃焼中に給油するのは危険です。

（宇治市消防本部）

戦傷病者の妻に特別給付金

戦傷病者の妻に対する特別給付金の支給は、第五項症までの戦傷病者等の妻に対してすでに実施中でありますが、昭和四十二年七月十四日、法の一部が改正されて、第六項症および第一款症（旧第七項症相当）の妻にも昭和四十二年四月一日から適用されることになりました。

この特別給付金の請求用紙は宇治市福祉事務所と京都府傷病軍人会宇治支部にありますから、該当するかたはお申し出ください。

（宇治市福祉事務所）

◆ダイヤル市外通話区域が広がります

宇治電報電話局では、あたらしくダイヤル市外通話用の機械を設置し、十一月二十六日（予定）から、宇治局からのダイヤル市外通話地域が大幅にふえることになりました。

現在、約一五〇局が直接ダイヤルによって接続していますが、こんどは約二、六〇〇局となる予定です。その範囲は、現在の・一〇三〃申込通話地域のうち、東北地方及び北海道地方を除いたすべての地域となります。（東北・北海道については、従来どおり・一〇三〃申込みです。）

こんどの新しい機械は次のような性質をもっていますので、ご注意ください。

▽「〇」をダイヤルした後、次の数字をダイヤルするまでに一〇秒以上かかったり、ダイヤルしはじめてから途中で五秒以上中止したりしますと次のダイヤルをしないものと判断し、自動的に切れてしまいます。

▽ダイヤルが終ってから一〇～一五秒ほど無音の状態となり、その後呼出信号または話中信号が聞えてきます。

なお、近日中にダイヤル市外局番号一覧表を新電話番号簿に添えてお届けします。

（宇治電報電話局）

◆インフルエンザ予防接種

ことしも次の要領でインフルエンザの予防接種を実施します。もよりの接種場で受けて元気にこの冬をお過しください。

◇予防接種を受ける人

全市民。ただし乳児については生後三カ月以上。

◇実施方法

一週間間隔で二回接種しますので、二回とも受けてください。

◇料金

三カ月～一才未満　四〇〇円
一才～六才未満　七〇〇円
六才～十五才未満　九〇〇円
十五才以上　一三〇〇円

◇接種場所と日時

場所	第一回	第二回
御蔵山聖天	11・22 13～14	11・30 13～14
木幡公会堂	11・24 13～15	12・1 13～15
大地蔵公民館	11・25 13～15	12・2 13～15
車田（太田直二郎方）	11・25 13～15	12・2 13～15
白川公民館	11・27 13～15	12・4 13～15
槇島公民館	11・28 13～15	12・5 13～15
紫ケ丘公民館	11・29 13～15	12・6 13～15
第一回西宇治中学校	11・30 13～15	12・7 13～15
第二回伊勢田公民館	11・28 13～15	12・5 13～15
朋明公民館	11・29 13～15	12・6 13～15
神明公民館	11・30 13～15	12・7 13～15
小倉幼稚園	12・7 13～15	12・8 13～15
宇治小学校	12・8 13～15	12・9 13～15
菟道公民館	12・9 13～15	12・12 13～15
志津川公会堂	12・12 13～15	12・13 13～15
旦椋公民館	12・13 13～15	12・14 13～15
広野公民館	12・14 13～15	12・15 13～15
小倉公民館	12・16 13～15	12・18 13～15
笠取第二小学校	12・19 13～15	12・20 13～15
笠取小学校	12・21 13～15	12・22 13～15
宇治市役所	12・14 13～15	12・22 13～15